

行政法 Chapter 2

Date
/Date
/Date
/

行政機関及び行政組織に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 行政庁とは、行政主体のために意思を決定し、それを外部に表示する権限を持つ行政機関であり、その典型は、各省大臣、知事、市町村長などである。
- 2 諮問機関とは、審議会・調査会など、行政庁の諮問によって意見を述べる行政機関であり、諮問機関の意見は行政庁を法的に拘束する。
- 3 行政庁がその権限の一部を他の行政機関に委任した場合であっても、権限の所在自体は、委任した行政庁から受任機関には移らない。
- 4 国家行政組織法に基づいて行政組織のため置かれる国の行政機関は、省、委員会及び庁であるが、その設置及び廃止は、別に政令の定めるところによる。
- 5 国家行政組織法によれば、各省大臣は、主任の行政事務について、それぞれの機関の命令として規則を発することができる。

正解

1

[行政組織法等] 行政機関・行政組織

1 正しい

本肢のとおりであり、正しい。なお、行政庁は、**行政主体の法律行為をなし、法律関係の形成や変動**を行う機関である。

2 誤り

諮問機関の定義に関する本肢の前半部分の記述は正しい。しかし、**諮問機関の意見は行政庁を拘束しない**。行政庁を法的に**拘束する場合は、参与機関**といわれる。

3 誤り

権限の**委任**によって、法律によって与えられた権限の一部が移動し、**委任機関はその権限を失う一方、受任機関は自己の名と責任においてその権限を行使**する。なお、権限を**移動せずに別の行政機関が権限を代行**するものとして、権限の**代理**がある。権限の代理には、授権代理と法定代理がある。

4 誤り

行政組織のため置かれる国の行政機関は、**省、委員会及び庁**とし、その**設置及び廃止**は、別に**法律**の定めるところによる（国家行政組織法3条2項）。法律によって定めるのであり、政令で定めるのではない。

5 誤り

国家行政組織法12条1項は、「**各省大臣は、主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、それぞれその機関の命令として省令を発することができる。**」と規定している。省令を発するのであり、規則を発するのではない。

以上により、正しいものは**肢1**であり、正解は**1**となる。